

氏名	佐々木 克 <small>ささき すぐる</small>
学位(専攻分野)	博士(文学)
学位記番号	論文博第532号
学位授与の日付	平成19年11月26日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
学位論文題目	幕末の天皇・明治の天皇

論文調査委員 (主査) 教授 永井 和 教授 藤井 讓 治 准教授 高木 博 志

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、孝明天皇と明治天皇を論じたものだが、伝記的研究を意図したものではなく、またアプローチの方法と分析の視角も、それぞれ異なっているため、あえて固有名詞を避けて、第一部幕末の天皇（孝明天皇）と第二部明治の天皇（明治天皇）の、二部構成とした。

第一部・幕末の天皇では、主として宸簡など孝明天皇の発言を素材として、天皇が幕末の政治にどのようにかかわったのか、その結果、幕末の政局にどのように影響をおよぼしたのか、このような点を明らかにすることを、主要な課題とした。

第二部・明治の天皇では、天皇のイメージ形成、具体的には、明治天皇の軍人・大元帥天皇像が、どのように形成されていったのか、またそのことが新国家の建設に、どのようにリンクしていたのか、を明らかにすることを主眼とした。

明治天皇の宸簡は公開されたものがなく、孝明天皇のように、肉声がうかがえる材料に乏しい。したがって孝明天皇を論ずる方法で、明治天皇に論究することは困難である。主としてこのような事情によって、本論文のような構成となった。

本論文全体を通じたテーマは、集約すれば、天皇は国家と国民にとって、どのような存在であったのか、ということと、国家と国民は、どのような天皇であることを望んだのか、この二点になる。孝明天皇と明治天皇は、父と子であり、同じ天皇であるけれども、継承の面よりも断絶の面が目立つ。すなわち明治天皇は、近代国家の元首として、まったく新しく創造された、近代の天皇であったといえよう。

以下、各章ごとに、要旨を述べることにしたい。

#### 第一部 幕末の天皇

##### 第一章 天皇の位置の浮上

安政5(1858)年、日米修好通商条約の調印に際して、徳川幕府は、天皇の承認を得て、挙国一致で開国の国是を定めることをもくろみ、勅許を求めたが、天皇は一貫して不承認の姿勢を崩さず、勅許を待たずに幕府が調印したことに対しては、讓位の意志を明らかにして、強く抗議した。

歴代の天皇には見られない、強い姿勢とともになされた政治的発言は、幕府にとっては予想外だったが、天皇自身は、国政の最高責任者は自分であり、幕府には政務を委任しているとの信念にしがってのことだった。孝明帝には、天皇の政治的位置を高め、朝廷の権威と発言力を伸張させようとする深意があったと思われるが、ともあれ、自己を主張する個性的な天皇として、かつ政治の世界に積極的にかかわる天皇として、安政5(1858)年の前半期に彗星のごとく舞台上に登場したのであった。

##### 第二章 将軍をしがえた天皇

安政5年末、老中間部詮勝は関白九条尚忠に、武備充実が成った時には条約を和親条約にまで「引戻す(破約攘夷ともいう)」つもりであると釈明、天皇は了承し、破約攘夷の実行を暫く猶予すると答えた。破約攘夷の密約である。また万延元(1860)年、幕府が和宮の降嫁を要請した際、天皇は岩倉具視の上申を容れて、幕府に破約攘夷の確約の言を求め、幕府はこ

れに応じた。破約攘夷の再度の密約である。

しかし文久2(1862)年5月、天皇はついに密約を公表し、幕府が動かなければ、自分が諸侯を率いて親征(破約攘夷実現のための行動)する決意であることを表明した。天皇の真意は幕府を糾弾することにあつたのではないが、これを機に、幕府批判と攘夷論(破約攘夷論)が京都を中心に一挙に高まり、朝廷内外に攘夷強硬論者が台頭した。

11月末、勅使が江戸に派遣され、破約攘夷の実行を督促する勅旨を伝え、将軍は勅詔を奉承する旨の奉答書を差し出した。それには「臣家茂」と記されていた。翌文久3(1863)年3月、しぶしぶ上京し、家光以来の上京・参内となった家茂に、これまで通り将軍職を委任するから、攘夷を成功させるようにとの勅書が下された。

さらに3月11日、後水尾天皇の二条城行幸以来、237年振りに御所の外に姿を現した孝明天皇は、将軍と諸侯を従え、攘夷の成功を祈願するため賀茂社に行幸した。これは天皇と将軍、朝廷と幕府の位置関係の逆転を、天下に示したものだ。すでに前年4月、天皇は上京した島津久光に京都の守衛を命じ、10月には薩長両藩など14藩の藩主に、破約攘夷を実現するために尽力するよう命じていた。天皇は幕府の頭越しに、諸侯に直接命令を下していたのである。朝幕関係の大変革であった。

### 第三章 文久三年八月十八日政変と天皇

孝明天皇は破約攘夷を強く望んでいたが、外国と武力対決となるような強硬な攘夷論には反対していた。しかし文久3年3月以降、三条実美など一部の攘夷強硬論の廷臣と、彼らを煽る一部の長州藩士等によって、天皇の意思が無視されて、朝議が動かされるような状態となった。

天皇は朝彦親王と近衛忠熙を通じて、島津久光に上京を命じ、朝廷の改革を希望したが、久光への上京命令を三条らは勝手に取り消し、これを知った天皇は激怒した。このような状況の詳細な報告が鹿児島にもたらされたことにより、久光と大久保利通など薩摩藩首脳部は、政変による朝廷の正常化(攘夷強硬論者の排除)を決断したのである。そして朝彦親王から政変計画の報告を受けた天皇が、自ら決断して政変の決行を命じた。

### 第四章 天皇と諸侯との新しい関係

政変後の朝廷秩序の安定と、破約攘夷についての国是を定めることを目標に、久光が上京した。久光は、松平春嶽、山内容堂、伊達宗城らの諸侯と連絡をとり、ついで彼らも上京する。有力諸侯の連携が成っていた。

久光は朝彦親王に差出した建言で、天皇をはじめとした廷臣の意識変革が必要であると主張したが、孝明天皇は真摯に受け止め、宸簡で直接久光に、攘夷論や王政復古論、廷臣の処分問題などについて、率直に意見を具申するよう求めた。久光は、彼我の力関係から破約攘夷は困難である事等、奉答書で腹藏なく意見を述べた。

翌元治元(1864)年1月から3月にかけて、久光、春嶽、容堂、宗城そして将軍後見職一橋慶喜等に朝政参預が命じられ、彼らも参加した朝議(元治国是会議)が開かれた。ここで横浜鎖港方針が国是となった。久光等の諸侯はこれに反対だったが、朝廷が強く望み、慶喜が途中で変説したことにより、このような結果となった。四諸侯は失望して帰国した。

### 第五章 庶政委任体制と天皇

元治元年3月25日、慶喜が禁裏御守衛総督兼摂海防御指揮職に就任した。また4月20日には、幕府に「一切委任」という、いわゆる庶政委任の勅が出された。慶喜が将軍の名代として広大な権限(臨機の処分権を有する)を付与されて京都に常駐する体制が成立した。これは天皇・朝廷が求めた体制であり、7月の禁門の変における慶喜は、まさに将軍の名代として働き、天皇の信頼を深めた。

慶応元(1865)年9月21日、長州再征が勅許となり、10月5日には条約勅許となった。天皇・朝廷は長州再征に積極的でなかったが、慶喜が辞職(京都守護職と京都所司代も含めて)を匂わしたことで、朝廷を守護するものがいなくなるのを恐怖して、慶喜に屈したものである。また条約勅許も、辞職という切り札を使って慶喜が朝議に圧力をかけ、ついに天皇が自ら決断し、勅許の意志を伝えたことにより決着したのであった。

### 第六章 朝廷政治の終焉

慶応2(1866)年8月4日、幕長戦争の続行か否かをめぐって、御学問所で朝議が行われた。御簾を取り払った異例の御前会議で、孝明帝は慶喜に直接、戦争の続行と速やかな進発を命じた(7月20日家茂死去。28日慶喜は出陣の勅許を求めている)。しかし16日には、慶喜は万策尽きたと休戦を内願し、朝議も許可せざるを得なかった。天皇はこのほか不機嫌だっ

たという。しかし天皇は、慶喜を将軍にする方針を改めなかった。王政復古よりも庶政委任体制維持の方向を選んだのである。

幼い新帝と無能な朝廷を相手に、将軍慶喜の政治力が相対的に高まった。慶応3(1867)年5月、兵庫開港勅許をめぐる朝議では、慶喜専制の方向さえ見えてきた。薩長盟約以来、新国家を模索していた薩摩藩首脳部はついにここで決断した。その結果が、朝廷と幕府の政治組織を廃絶した上で創設された王政復古新政府である。長州、芸州、土佐、福井、尾張の諸侯もこの新政府の創設に協力していた。

## 第二部 明治の天皇

### 第一章 見えない天皇から見せる天皇へ

高貴な存在は見えない、という公家の伝統的思考により、孝明帝の姿は文久3年の行幸の際にも、一般の民衆には見ることができなかった。これにたいして、新国家の元首・天皇と国民との距離は、近いものであるべきだというのが新政府首脳の考えで、それを実行に移したのが東京行幸である。ここでは積極的に、民衆に「見せる天皇」の演出が行われていた。

また東京遷都は、伝統的・公家的世界との決別を意図して行われたもので、これを機に、万機を親裁する（この時点では、まだタテマエとしてのものだが）近代の天皇の創造が加速されてゆく。

### 第二章 大元帥天皇の創出

近代国家の元首として国民に見える存在となった時、天皇にはそれにふさわしい、容貌と容姿が求められたのは当然のことだった。断髪しヒゲを生やした天皇睦仁は、軍服を正服とし、操練や乗馬で身体を鍛え、近代の軍人天皇に生まれ変わり、この「軍人天皇」を撮影した写真が、県庁に掲げられた。

ついで天皇を「大元帥」にする構想が浮上した。こうしたなかで明治10(1877)年9月から天皇は恒常的に内閣に臨御して、政務にかかわるようになり、また明治12(1879)年10月には天皇が軍令・軍務を親裁する体制が確立、こうして天皇が軍事をふくめて、名実共に万機を親裁する大元帥天皇となったのである（言うまでもないが、天皇が政治の「実権」を握ったわけでもなく、独裁的な権力の座に着いたわけでもない）。軍人勅諭の「朕は汝等軍人の大元帥なるぞ」との宣言は、このような事実関係をふまえてなされたものだった。

この軍人大元帥天皇像が国民の支持を得たものであったことは、私擬憲法の多数が、天皇が陸海軍を統率し、皇位の継承は男系の男子とするという構想を記したことで明らかである。またこの大元帥天皇像は、錦絵や石版画に描かれ、民衆の人気を博した。

### 第三章 巡幸する天皇

明治天皇は明治5年から18年までの間に計6回、総日数294日に及ぶ大巡幸を行った。このような集中的な巡幸は、昭和天皇の戦後に行われた巡幸以外には、歴代天皇に見られないものであり、睦仁と裕仁はともに新国家の建設期に、集中した大巡幸を行ったのであった。

巡幸の目的は、地方の政情・民情の視察にあるが、同時に、天皇を国民に見せ、国民の関心を天皇に集めることを意図してなされたものだった。巡幸地や沿道で、直接天皇を見ることが出来なかった民衆は、新聞や錦絵などで巡幸する天皇を記憶に収め、あるいは巡幸の後で、宿泊や休憩の施設を見物し、遺物を分けてもらい、天皇を確認した。

フランス革命では、「国家の父」たる国王の代わりとなる、国家のシンボルを創出しなければならなかった（三色旗、フリジア帽、自由の女神など）。しかし明治国家は新しいシンボルを創作する必要がなかった。天皇睦仁が新国家のシンボルだった。

第2回から第5回までの巡幸は、明治9(1876)年から14(1881)年の間に行われたが、この間は伊勢の農民暴動、士族反乱、西南戦争、竹橋事件、自由民権運動と続く、国家・社会の動揺期であった。この間に集中して行われた巡幸は、まさに行動する生きたシンボルが、国民の統合のために、各地を巡ったことを意味していた。

### 第四章 行幸する天皇

天皇睦仁は、東京に定住した明治3年以降、生涯において計1649回行幸した（なお巡幸は1件として集計）。行幸先の主要なもの、太政官・内閣などの政府機関と、軍事施設（演習を含む）、および主要学校である。

行幸には著しい特徴があり、明治6(1873)年から、憲法発布の明治22(1889)年までの17年間に、計1203回の行幸を行った

のに対して、明治23年以降は、23年間で399回に過ぎない。行幸も巡幸と同じく、国家の建設期に主として行われたことを示している。

特に明治26(1893)年以降は、行幸先もきわめて限定されたものなり、一般の民衆の目からは遠ざかってゆく。生身の天皇は、どんどん見えにくくなって行くのである。「見せる」天皇としての使命は、明治22年で終わったといつてよいだろう。

見えにくくなった天皇にかわって、近代国家大日本帝国のシンボルとして登場したのが、天皇睦仁の肖像「御真影」である。そしてこれとともに顕著になってゆくのが、天皇の神格化であった。

#### 第五章 「御真影」の登場

明治天皇の「御真影」は、明治憲法発布の23年に作成されたが、それまでは、明治6年に撮影した、青年睦仁の「軍服写真」が、唯一の睦仁の公式肖像だった。顔も容姿も大人びたものになり、軍服も改められていた。この時、明治近代国家のシンボルとなる、新たな「天皇の肖像」が必要となっていたのである。

「御真影」は不自然な人工的な顔だとする意見もある。しかし「軍服写真」と比べてみると、目の形と表情、瞳の位置、鼻の形と大きさ、特徴のある口元、秀でた額など、ほとんど同じであることがわかる。眉毛やヒゲそして全体の骨格などは、おそらく強調されているだろうが、近代国家の象徴として作製された肖像画の、許容範囲内というべきだろう。

「御真影」は、特別に権威付けられて、学校に下付され、やがて礼拝の対象となり、全国に「御真影」をめぐる聖なる空間が創造されていった。いっぽう民間に流布した石版画に描かれた大元帥天皇には、巨大な地球儀上の馬に乗った天皇像がみられるが、馬の後脚は台湾を踏んでおり、中国大陸にも蹄の跡がくっきりと描かれていた。家庭などの世俗の世界では、このような石版画の天皇像から、天皇と国家の行末を夢想していたのである。

幕末の天皇と明治の天皇では、継承よりも断絶の面が目立つ。戦前の裕仁に至る近代の天皇の伝統は、明治に新しく創造されたものだった。

### 論文審査の結果の要旨

本論文は、幕末維新史および明治政治史の研究に長年とりくんできた論者の手になる、コンパクトにまとまった孝明天皇論および明治天皇論である。

相次いで帝位についた父子二代の天皇だが、国家の統治体制と君主の権限・機能、国民との関係など、両者をとりまく政治的環境は大きく異なっていた。それに応じるかのように、論者が採用した分析方法および描き出された天皇の姿には、大きなちがいがみられる。孝明天皇論ではオーソドックスな政治史の手法が用いられ、天皇は、明確な個人的意見をもった政治的主体、時には操作的な政治工作すら辞さない能動的アクターであり、幕末の政局を動かした主役の一人として描かれている。

いっぽう、明治天皇論ではそのような方法は意識的に棄却されており、近代の国家統合の目に見えるシンボルとして新たに創出された「イメージとしての天皇」が、イメージとシンボルの政治学とでもいうべき枠組みにそって分析される。直接の対象とされるのは、天皇が発した個々の政治的発言や行動ではなくて、民衆の視線の前に天皇の生身の身体が露出し、イメージが生成される場であった行幸や巡幸、さらに天皇のイメージそのものである肖像画・肖像写真である。

大きく異なるふたつの方法の使い分けを論者がしているのは、ひとつには信頼できる一次史料の利用可能性のちがいに求められる。ドナルド・キーンの指摘をまつまでもなく、明治天皇はその足跡の巨大さに反比例して、肉声を聞くことがほとんどできない君主であるのに対して、孝明天皇は、数多くの宸翰をはじめとして、残された多くの資料からその政治的発言を知ることのできる、例外的ともいうべき天皇だからである。しかし、より根本的には、「近世の天皇」と「近代の天皇」の相異点に由来する意図的な方法的選択とみるべきであろう。

近年の幕末史研究では、もう一度根本史料にもどり、既成観念にとらわれずに、複雑な政治過程を再構成することに多くの努力がはらわれ、注目すべき成果が生み出されてきた。この再構築の過程で、あらたに大きく浮かび上がってきたのが孝明天皇の存在であった。しかし、本格的な孝明天皇論あるいは孝明天皇を中心にした幕末政治史はなかなかあらわれなかった。この欠をはじめて埋めたのが、本論文の孝明天皇論である。

論者によれば、孝明天皇は矛盾を抱えた存在であり、その矛盾が天皇をして、大きく激しく動く幕末政局の台風の日たら

しめた。破約攘夷を強く望みつつも、敗北必至の対外戦争に恐怖する矛盾、あるいは対外政策の最終決定権は天皇・朝廷に留保するが、実際の外交政策の実行はすべて幕府に委任する（つまり天皇・朝廷が自ら政権を担当することを強く忌避する）矛盾がそれである。

国際環境の激変により、はからずも国家意思の最高決定機関に押し上げられてしまったが、長期にわたって非政治的でありつづけたために、天皇・朝廷には国政を担当するにただけの統治能力が欠如していた。それゆえに幕府、もしくは朝廷の意思を幕府に遵奉させる力をもつ存在（例えば一橋慶喜）に依存せざるをえなかった。このような天皇・朝廷の姿が、文久2（1862）年の島津久光の上洛から翌年の八・一八政変にいたる大激動、さらには禁門の変から長州再征と通商条約の勅許を経て、征長軍の敗北に終わる複雑な政局の叙述をとおして、みごとに描きだされている。

論者は、元治元（1864）年の参預会議瓦解後の政治体制を天皇・朝廷の意思を幕府が遵奉して大政を担当する「庶政委任体制」とよび、その中心には孝明天皇とそれを軍事的に支えた一橋慶喜（逆に言えば慶喜に政治的に依存する孝明天皇）が位置していたとする。薩長盟約が打倒の対象としたのは、この「庶政委任体制」にはほかならない。しかし、「庶政委任体制」は孝明天皇の死によって大きな打撃を受け、さらに大政奉還によって崩壊する。あとには大政を奉還されてもそれを運用できない無力な朝廷のみが残された。王政復古はこのような朝廷の否定的あり方を止揚し、日本の中央政府として相応の統治能力をもつ新たな政府を作り出す政変にほかならなかったというのが、論者の王政復古論である。

近世から近代への天皇の変化を、〈見えない天皇・見せない天皇〉から〈見える天皇・見せる天皇〉への転換としてとらえ、明治になって新たな天皇とそのイメージの創出がなされたとするのが、論者の明治天皇論の核心となる論点である。

幕末維新时期に描かれた多数の錦絵を調査をした論者は、御簾に隠れた存在としてしか描かれなかった天皇が、ある時期（明治10年頃）から顔かたちをそなえた人物画像として描かれるようになった事実気づいた。錦絵の世界では、まさに〈見えない天皇〉が〈見える天皇〉へと劇的に変身したのだった。この錦絵の世界でおこった事件を、現実世界で進行しつつあった天皇イメージそのものの変成の象徴ととらえかえすことから、論者の明治天皇研究がはじまった。

この天皇イメージの形成過程は、慶応4（1868）年の大阪行幸に端を発し、6度に及ぶ大巡幸を経て、「御真影」の作製と大日本帝国憲法の発布とによって、一応の完結をみる。この20年ほどの間に、それまでの歴史的伝統とは断絶する、近代固有の新たな天皇イメージが形づくられ、それが定着するにいたった。しかも、新たに創出された〈見える天皇・見せる天皇〉の具体的イメージは「軍服を着た天皇」であり、その決定版が「御真影」にほかならない。言い換えれば、近代天皇の創出・形成過程とは、大元帥としての天皇イメージの形成過程にほかならなかったと、論者は結論している。

このような視点および方法は、1980年代後半から登場し、現在では天皇論の方法としてすでに確固とした市民権を得ているが、論者こそ、歴史学の分野において早くからこの方法を先導してきたパイオニアの一人だったのであり、本論文におさめられた明治天皇論は、まさにその集大成ともいえるべきものにほかならない。

以上審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2007年8月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。